

つくばみらい市特別職報酬等審議会会長 殿

下記のつくばみらい市特別職報酬について、つくばみらい市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和元年8月20日

つくばみらい市長 小田川 浩



記

- 1 つくばみらい市議会議員報酬について
- 2 下記のつくばみらい市非常勤特別職の報酬について
 - (1) 選挙長
 - (2) 開票管理者
 - (3) 投票所の投票管理者
 - (4) 期日前投票所の投票管理者
 - (5) 投票所の投票立会人
 - (6) 期日前投票所の投票立会人
 - (7) 選挙立会人
 - (8) 開票立会人